

沖縄県防災危機管理センター棟(仮称)
基本計画

令和3年2月

沖 縄 県

目次

1. 沖縄県防災危機管理センター棟(仮称)基本計画の策定	2
(1)背景.....	2
(2)防災危機管理センターの整備	4
(3)基本計画の位置付け	4
2. 本県の現状と課題	6
(1)防災及び危機管理拠点としての課題.....	6
(2)ライフライン等の課題	8
(3)地域防災力の課題	10
3. 防災危機管理センター整備の基本的な考え方	11
(1)危機管理センターの定義.....	11
(2)基本的な考え方.....	11
4. 防災危機管理センターの整備場所	12
(1)立地条件	12
(2)立地場所の選定	12
5. 防災危機管理センターの基本的な機能及び性能	13
(1)防災及び危機管理機能の強化	13
(2)地域防災力の向上	16
6. 期待される効果	17
(1)県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全確保	17
(2)災害時における本庁舎機能の継続	17
(3)地域防災力の向上	17
7. 防災危機管理センターの規模	18
(1)必要規模の考え方.....	18
(2)諸室の面積及び必要な設備	18
(3)諸室の配置.....	21
(4)本庁舎(行政棟)との連絡通路について.....	24
8. 整備スケジュール	25

1. 沖縄県防災危機管理センター棟(仮称)基本計画の策定

1. 沖縄県防災危機管理センター棟(仮称)基本計画の策定

(1)背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、複数の自治体で災害対策の拠点となる庁舎が被災し、災害対策本部機能の維持・確保が困難になり災害応急対策に支障を生じた事例があった。また、政府や他自治体等からの応援を受け入れる体制が整備されていなかったことなどが課題とされている。

沖縄県は台風常襲地域であって、県内で発生する災害はほとんど台風によるものであり、急激な出水による浸水被害や、高潮や高波等による海岸施設被害、強風による建物の損壊や電柱の倒壊など、大きな被害が度々発生している。

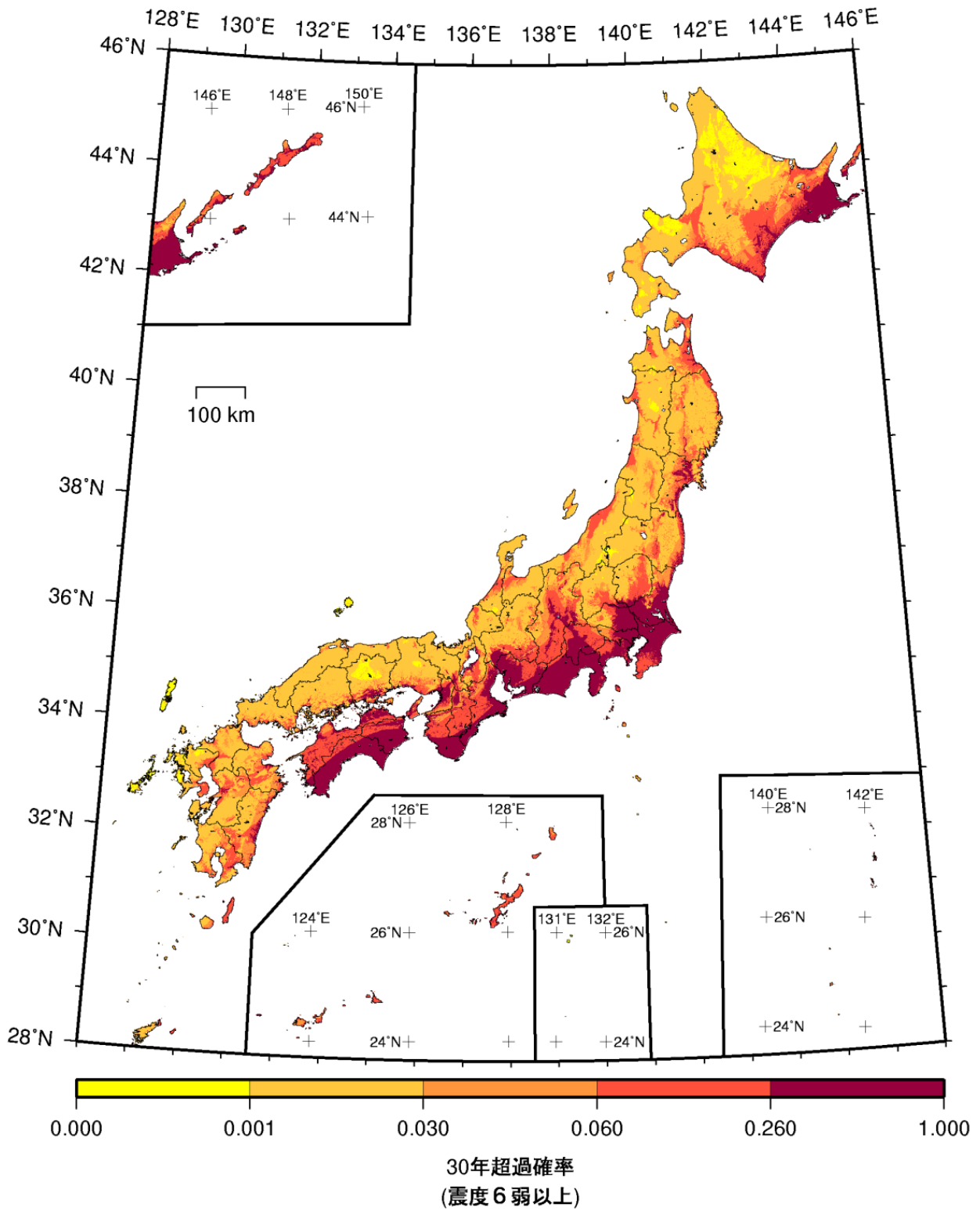
本県は比較的地震の少ない地域と認識されているが、沖縄の周辺海域では、大きな津波災害に度々見舞われている。また、政府の地震調査委員会が公表している全国地震動予測地図によると、今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が沖縄の大部分で 6～26%を占め、那覇市は 20%と高くなっている。

さらに、令和 2 年には豚熱、新型コロナウイルスなど家畜伝染病や感染症に全庁で対応するなど、危機事案が複雑・多様化するとともに、同時に複数の事案が発生するおそれもある。

沖縄県で過去に発生した主な災害

年月日	原因	災害名（地域）	被害概要
1771. 4. 24	地震	八重山地震	M7. 4、死者約 12,000 人、家屋流出 2,000 余
1909. 8. 29	地震	(沖縄)	震度 5、M6. 2、死者 2 人、住宅全半壊 106
1911. 6. 15	地震	喜界島地震	震度 5、M8. 0、死者 12 人、全壊 422
1947. 9. 27	地震	(石垣島北西沖)	震度 5、M7. 4、石垣島、西表島で死者 5 人
1948. 10. 4	台風	台風 24 号	沖縄本島で死者 20 人、全壊 9,941、半壊 11,536
1950. 6. 23	台風	台風 5 号	宮古島で死者 25 人、全壊 1,315、半壊 1,004
1958. 3. 11	地震	(八重山群島)	震度 5、M7. 2、石垣島、宮古島で死者 2 人
1960. 5. 23	地震	チリ地震津波	最高水位 385cm、死者 3 人、全壊 28、半壊 109
1966. 3. 13	地震	(台湾東方沖)	与那国島で死者 2 人、全壊 1、半壊 3
1966. 9. 5	台風	台風 18 号	最大瞬間風速 85. 3m、全壊 2,768、半壊 4,756
1968. 9. 23	台風	台風 16 号	宮古島、久米島で死者 5 人、全壊 907
2003. 9. 11	台風	台風 14 号	宮古島で死者 1 人、全壊 18、半壊 86
2006. 6. 10	長雨	平成 18 年 6 月長雨 土砂災害	県道 35 号線土砂崩れ 避難指示 15 世帯 41 人、避難勧告 40 世帯 148 人
2010. 2. 27	地震	沖縄本島近海地震	震度 5 弱、M7. 2、負傷者 2 人
2012. 9. 16	台風	台風 16 号	南城市で過去最高潮位 193cm
2014. 7. 7	台風	台風 8 号	宮古島地方、沖縄本島地方に暴風特別警報
2015. 9. 28	台風	台風 21 号	最大瞬間風速 81. 1m、与那国島で全壊 10
2016. 10. 3	台風	台風 18 号	沖縄本島地方に暴風特別警報

tme-total-y30-s55 ,2018



確率論的地震動予測地図: 確率の分布

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率(平均ケース・全地震)

(出典: 全国地震動予測地図2018年版)

1. 沖縄県防災危機管理センター棟(仮称)基本計画の策定

(2)防災危機管理センターの整備

このため、様々な危機事案に迅速かつ的確に対応し、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全の確保ができるよう、常設の災害対策本部室や政府現地対策本部室、防災関係機関等が活動するための受援スペースを備えた「沖縄県防災危機管理センター（仮称）」（以下、防災危機管理センターという。）を整備する。

また、平常時には、地域の防災関係者等の研修及び県民の防災についての体験学習、その他交流の場として有効活用し、自助や共助につながる地域防災力の向上を図ることを目指す。

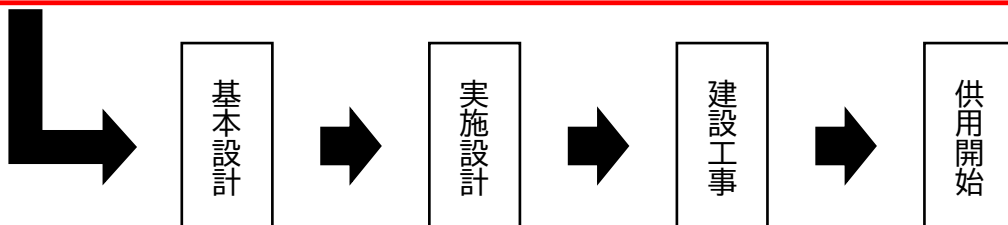
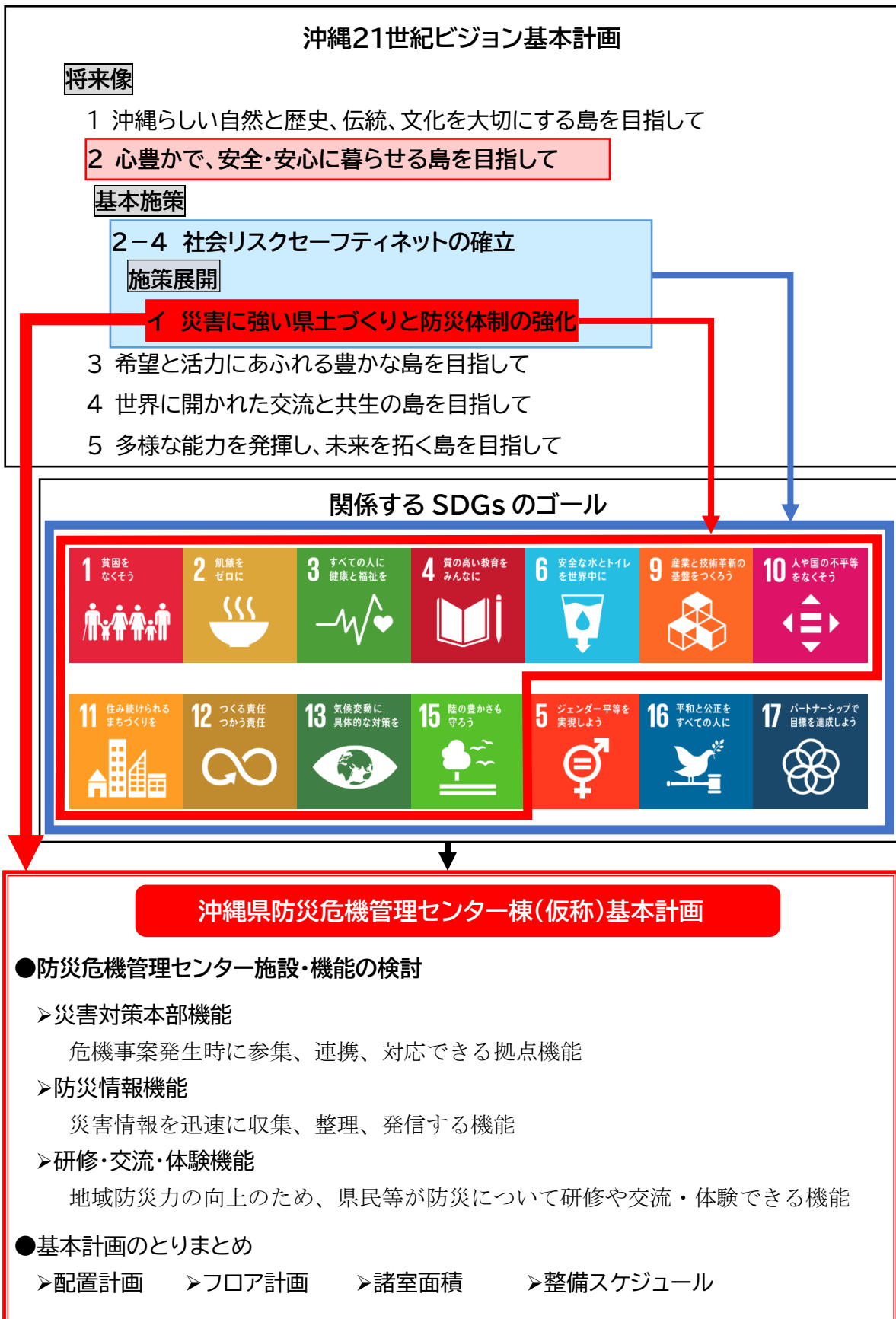
(3)基本計画の位置付け

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、「沖縄21世紀ビジョン」で描いた5つの将来像の実現に向け、「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」と「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」の2つの基軸的な考えのもと、36の基本施策及び121の施策展開を位置付けている。

将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」では、基本施策の一つとして「社会リスクセーフティネットの確立」が位置付けられ、大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るため、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するとし、その施策展開の一つである「災害に強い県土づくりと防災体制の強化」では、危機管理体制の強化を図るとともに地域防災力の向上について取り組むこととしている。

また、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げた将来像の実現を目指す方向性と「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に寄与する方向性は大きく重なるとの考えから、令和元年11月に策定した「沖縄県SDGs推進方針」との関係において、基本施策「社会リスクセーフティネットの確立」は14のゴールに関連し、施策展開「災害に強い県土づくりと防災体制の強化」は11のゴールに関連している。

以上を踏まえ、本計画は、あらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守り、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するため、防災危機管理センターを整備することを目的に、センターに必要な機能・性能などを検討し、基本的な考え方を明らかにする計画として位置付け、今後、基本設計及び実施設計に反映し建設を進めていく。



2. 本県の現状と課題

2. 本県の現状と課題

様々な災害や危機管理事案が発生し、全庁的な対応が必要なときは、沖縄県地域防災計画に基づき、災害対策本部等を県庁5階危機管理センター若しくは4階講堂（大規模災害時）に設置することとしているが、次のような課題がある。

(1)防災及び危機管理拠点としての課題

①庁舎スペースの不足

- ・ 災害対策本部室等は常設ではないため、事案発生後に机や椅子の配置、パソコンやプリンタ、電話の配線を行わなければならない、設置に時間がかかる。
- ・ 本部要員として職員の他、防災関係機関等多くの人数の動員が必要となるため、現状の危機管理センター及び講堂ではスペースが不足している。また、現在、講堂を新型コロナウイルス感染症対策本部として長期間利用しているため、本来の講堂利用ができていない。
- ・ 政府現地対策本部や防災関係機関等が活動できる受援のスペースが不足している。
- ・ 24時間体制で災害対応が長期化した場合に、本部要員や関係機関職員等が利用できる仮眠室やシャワー室がない。

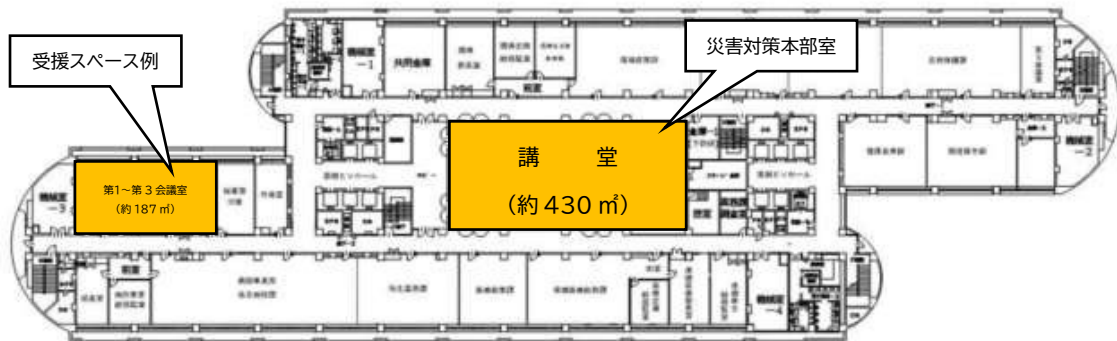
②耐浸水性の不足

- ・ 台風による高潮が発生した場合、本庁舎（行政棟）地階は浸水するおそれがあり、地階に設置されている発電機室や電気室などの重要設備諸室が機能不全に陥る可能性がある。
- ・ 総務省消防庁の調査では、非常用発電機の浸水対策がなされていない都道府県庁舎は沖縄県のみとなっている。

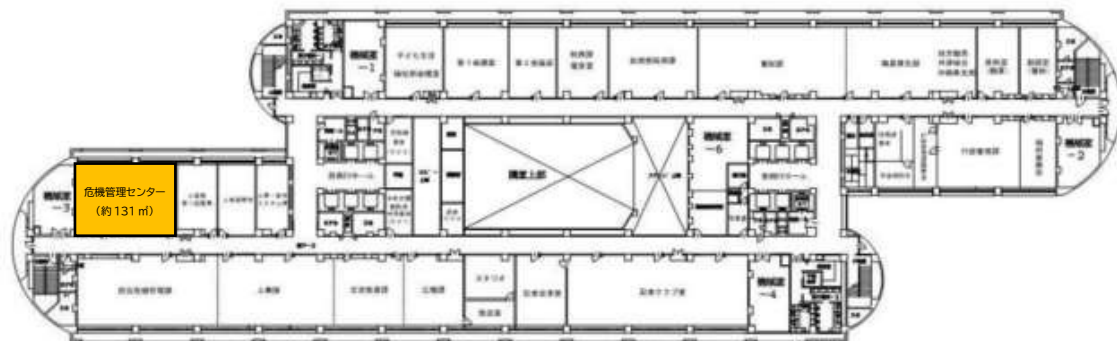
	
災害対策本部会議室(6階庁議室)	災害対策本部室(4階講堂)
	
5階危機管理センター	受援スペース(例:4階第1～第3会議室)

【参考】現状の本庁舎(行政棟)の災害対策本部室等の配置

【本庁舎(行政棟)4階】



【本庁舎(行政棟)5階】



【本庁舎(行政棟)6階】



2. 本県の現状と課題

(2) ライフライン等の課題

① 電気

- ・ 停電した場合、非常用発電機を作動させることになるが、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））において、人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいとされているが、48時間しか稼働できない状況である。また、受変電設備や非常用発電機等が地階にあり浸水するおそれがあるため、電力が途絶する可能性がある。

② 給排水

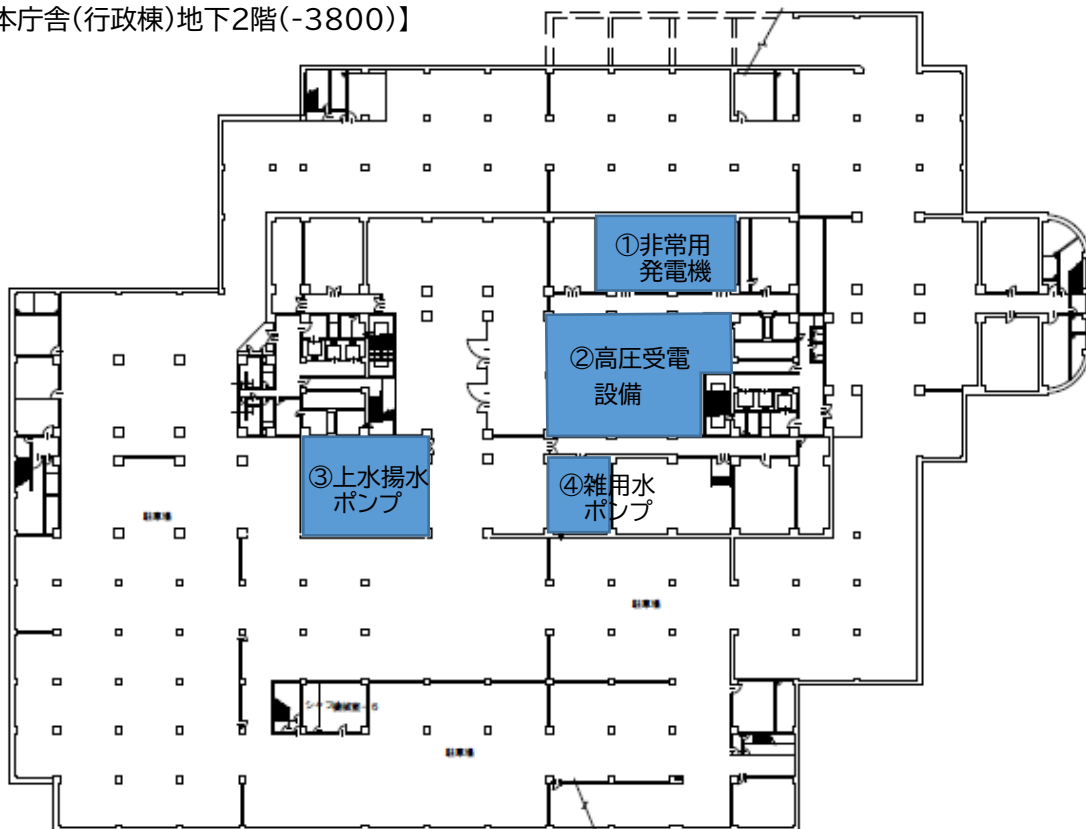
- ・ 上水は那覇市上水道により給水され、地下2階の受水槽（210 m³）、屋上の高架水槽（21 m³）があり、受水槽のポンプも地下2階にあるため、浸水等によりポンプが故障した場合、高架水槽のみの対応となる。
- ・ 雑用水は雨水及び井水を利用しており、上水同様に地下2階の受水槽、屋上の高架水槽があり、雑用水ポンプが地下2階にあるため、浸水等によりポンプが故障した場合、高架水槽のみの対応となるため、便所の使用が制限される。
- ・ 汚水は那覇市下水道に接続されているが、地上階の一部の個室やテナント及び地下階については、地階2階の汚水槽へ集められポンプにて送られているため、浸水等によりポンプが故障した場合、地上階の一部で水道の利用や地階での便所の使用が制限される。

③ 通信

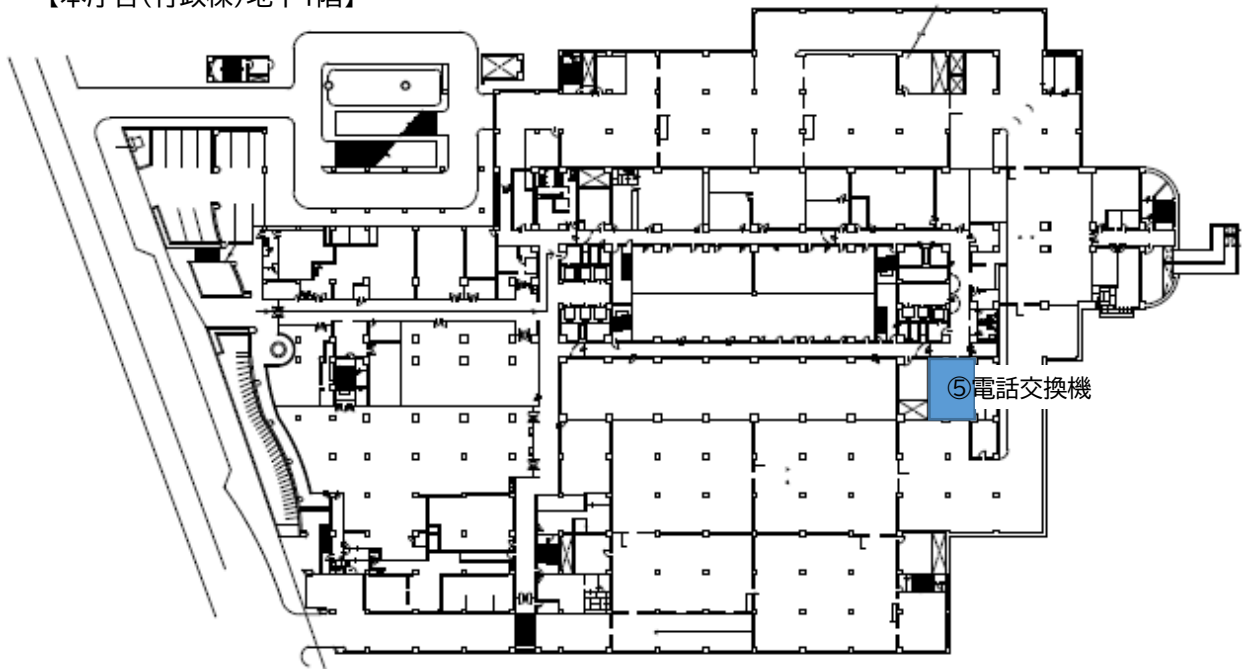
- ・ 災害等の発生により庁舎へ多数の人員が参集された場合、携帯電話の使用増加に伴い、回線容量が逼迫し、使用が制限される可能性がある。
- ・ 電話交換機が地階にあるため、浸水等により固定電話回線が途絶する可能性がある。

【参考】現状の本庁舎(行政棟)の主なライフライン設備の配置

【本庁舎(行政棟)地下2階(-3800)】



【本庁舎(行政棟)地下1階】



	<p>①非常用発電機 (平成2年2月供用) (地下2階発電機室) ・本庁舎全棟(行政棟、警察棟、議会棟)をカバー</p>		<p>②高圧受電設備 (平成2年2月供用) (地下2階電気室) ・沖縄電力から本庁舎全棟の高圧電力を一括受電し、各棟の変電設備に送電</p>
	<p>③上水揚水ポンプ (平成2年2月供用) (地下2階) ・受水槽から本庁舎全棟に送水</p>		<p>④雑用水ポンプ (平成2年2月供用) (地下2階) ・受水槽から本庁舎全棟に送水</p>
	<p>⑤電話交換機 (平成2年2月供用) (地下1階) ・本庁舎(行政棟、議会棟)をカバー</p>		

2. 本県の現状と課題

(3) 地域防災力の課題

① 県民の防災意識の高揚

- ・ 自らの命は自らが守る「自助」、地域の安全は地域で守る「共助」の重要性が特に東日本大震災以降、県民にも認識されるようになってきているものの、「自助」「共助」の主役となる県民への更なる周知が必要である。

② 自主防災組織の組織率

- ・ 本県の自主防災組織の組織率は、全国平均 84.3% (令和 2 年 4 月) を大きく下回る 33.1% で全国最下位となっている。北部や離島では高齢化や過疎化で組織結成を担う地域のリーダーが不足し、都市部では自治会に若い世代がいないなど課題が多い。

③ 消防団員数

- ・ 本県の消防団員数は緩やかな増加傾向だが、消防団員数 1,721 人 (令和 2 年 4 月) 及び人口 10 万人あたり団員数 116 人 (同) とともに全国最下位となっている。

3. 防災危機管理センター整備の基本的な考え方

(1) 危機管理センターの定義

総務省消防庁「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会平成 19 年度報告書（都道府県における総合的な危機管理体制の整備）（平成 20 年 2 月）」において、危機管理センターとは、**「全庁的に対応するために対策本部を設置するような危機の発生時に おいて、情報を収集・整理・伝達するために設けられている場所であって、必要な機能を果たすための一定の設備を備えているもの」**とされ、次のような機能や構造・設備が求められている。

① 危機管理センターに求められる機能

- ・ 職員が緊急参集し、対策本部等を開催するための場を確保する機能
- ・ 情報の収集と共有、伝達を行う機能
- ・ 対応方針・対処措置の意思決定を行う機能
- ・ 被災時等においても上記の機能を果たすことができる機能

② 危機管理センターに求められる構造・設備

- ・ ラジオ、テレビ、マルチスクリーン等の AV 機器
- ・ PC、プリンタ、電話、FAX、コピー機等の事務機器・事務用品
- ・ 各種の多重化された情報・通信機器類
- ・ 24 時間持続的な稼働に対応するための専用空調設備、電源設備（無停電電源装置等）
- ・ 耐震性を確保した壁面、機器の転倒防止等の措置

(2) 基本的な考え方

集中豪雨や台風、土砂災害、地震等の自然災害、新型コロナウイルス等の感染症など多様な危機事案に迅速かつ的確に対応するため、防災体制及び危機管理機能の強化を図るとともに、平常時には、地域防災力の向上のための研修、交流・体験施設として利用できるよう、必要な機能・性能を確保することを目的とする。

① 防災及び危機管理機能の強化

ア. 活動スペースの確保

十分な耐震性能、耐浸水性能を確保しつつ、常設の災害対策本部等を設置するとともに、県庁各部局、国、市町村等との密接に連携するためのスペース、自衛隊、警察、消防及び関係機関等が活動する受援スペースの確保を目指す。

また、知事及び職員等の参集、防災関係部局の連携等が容易となる配置を検討する。

イ. ライフラインの確保

災害及び危機管理事案は 24 時間対応となるため、防災危機管理センターの運営に必要なライフライン（電気、給排水、通信等）の確保を目指す。

② 地域防災力の向上

自助や共助につながる地域防災力の向上を図るため、地域の防災及び危機管理関係者等の研修や県民の防災についての体験学習、その他交流の場の提供を目指す。

4. 防災危機管理センターの整備場所

4. 防災危機管理センターの整備場所

(1)立地条件

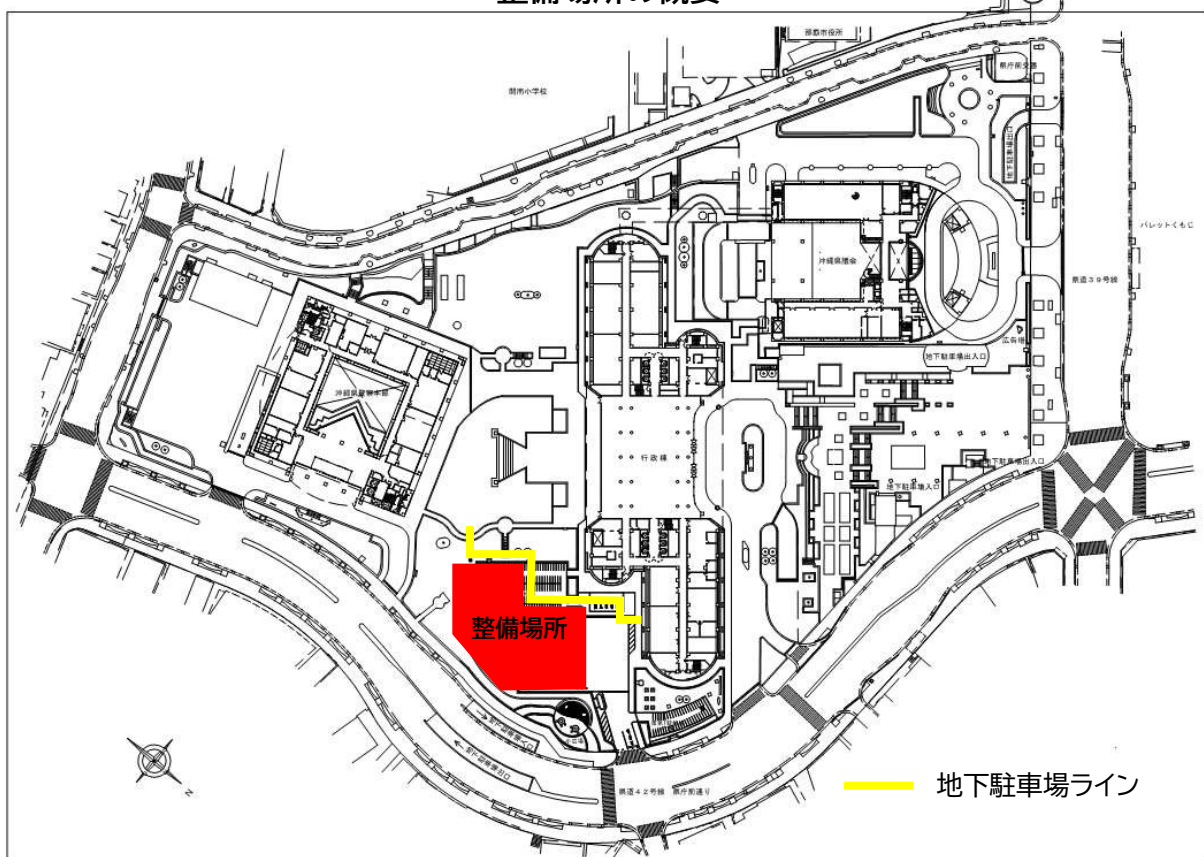
災害対策本部設置時は県庁の各部局が連携し効率よく一体的に対応する必要があるため、知事や関係職員が迅速に参集できる本庁舎敷地内に整備する。

(2)立地場所の選定

本庁舎（行政棟）は今後、大規模改修を予定しているが、防災危機管理センターの整備にあたっては新たなスペースの確保が必要であることや必要な諸室を機能的に配置することが困難であることから、別棟で新設することが適切である。また、立地場所は高潮や津波の影響を受けない位置とする必要がある。

そのため、防災危機管理センターは行政棟東側に位置する東第2駐輪場付近に整備する。整備にあたっては、行政棟地下駐車場の位置も考慮し配置する。

整備場所の概要



用途地域	商業地域	敷地面積	41,650.75 m ²
建ぺい率	80% (現 25.53%)	容積率	400% (現 292.68%)
その他制限	航空法による制限表面 電波法		

5. 防災危機管理センターの基本的な機能及び性能

(1) 防災及び危機管理機能の強化

① 防災及び危機管理の拠点

ア. 非常時に必要な施設等

防災危機管理センターに求められる災害対策本部機能を勘案したところ、次の諸室が必要となる。

(ア) 災害対策本部長室

本部長（知事）の災害時の専用執務室として使用する部屋。本部長、副本部長（副知事、警察本部長）、本部員（部局長等）が参集し、被害状況に関する情報の報告や災害応急対策の基本的事項について調整する場所として使用する。

(イ) 災害対策本部員会議室

本部長、副本部長、本部員及び関係機関等が参集し、それぞれ収集した被害状況や対応状況を共有するとともに、災害に対する応急対策について協議し、対策方針を決定する場所として使用する。

(ウ) 災害対策本部室(オペレーションルーム)

県災害対策本部（総括情報部）及び防災関係機関等が参集し、被害状況に関する情報の一元的な収集、分析や対策立案に必要な調整を行う場所として使用する。

(エ) 災害対策本部事務局室(防災危機管理課執務室)

危機事案発生時に、災害対策本部会議の運営事務や本部長の重要な意思決定に係る補佐などの業務を執り行う。平常時は防災危機管理課の執務室として使用する。

(オ) 災害対策室

災害時に自衛隊、消防、警察等の防災関係機関等が活動する執務室として使用する（政府現地災害対策本部、都道府県・知事会、自衛隊、警察、消防、DMAT、医療関係、ボランティア、救援物資ほか）。平常時は会議室として使用する。

(カ) プレスセンター

本部長や県幹部等が臨時に記者発表するための部屋、及びマスコミ機関の控室として使用する。平常時は研修・交流の場として使用する。

(キ) 休憩室・シャワー室

災害時、長時間継続して本部活動を実施した場合の本部要員等が休息をとるための部屋。仮眠室、更衣室、ロッカー室含む。

(ク) 備蓄倉庫

災害対応を継続的に行うため、災害対応に係る職員が活動するための必要な食料や飲料水（3日分）等、被災市町村への提供を目的とした食料、飲料水等の備蓄、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）設営のための医療資機材等コンテナを保管する部屋。また、上記の機能に加え、本庁舎（行政棟）地階に設置されている発電機室や電気室などの重要設備諸室の浸水対策として、次の諸室の移設が必要となる。

(ケ) 発電機室

平常時から自家発電機室として使用する部屋。

(コ) 電気室

平常時から電気室として使用する部屋。

5. 防災危機管理センターの基本的な機能及び性能

(サ)中央監視室

平常時から電気設備等の中央監視室として使用する部屋。

(シ)電話交換機室

平常時から電話交換機室として使用する部屋。

(ス)リレー盤室

平常時からリレー盤室として使用する部屋。

(セ)バッテリー室

平常時からバッテリー室として使用する部屋。

(ソ)設備管理室・作業室

平常時から設備管理委託業者の現場事務所及び作業室として使用する部屋。

イ. 耐震性の確保

迅速な危機対応を実施するためには、大きな揺れに耐えられる構造であることが不可欠である。

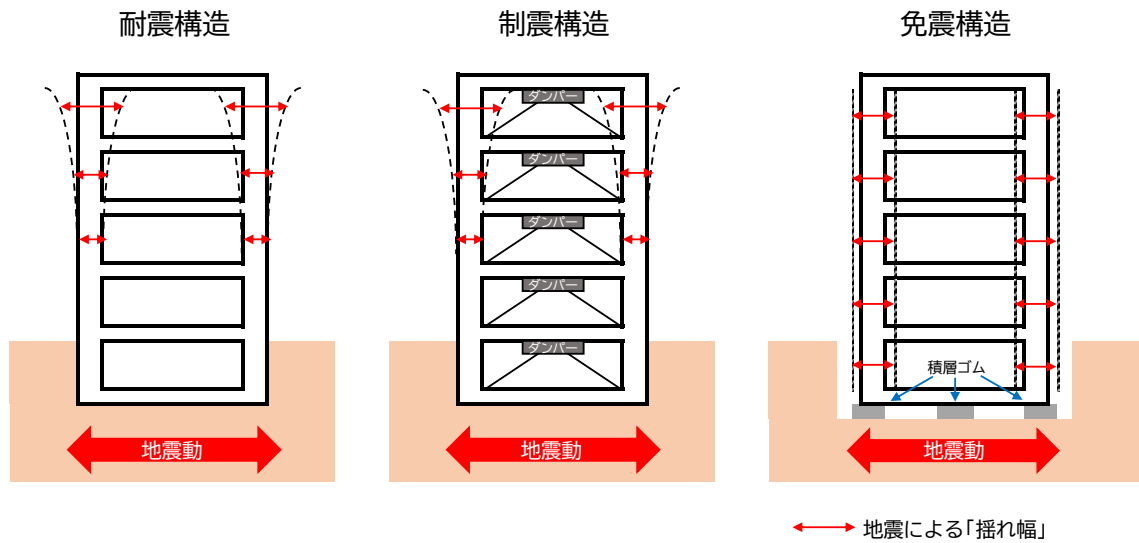
このため、大規模な地震時においても防災拠点の機能が維持できるよう、地震力に対する安全性については、国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日）」の規定に基づく耐震安全性（構造体：Ⅰ類、非構造部材：A類、建築設備：甲類）を確保する。

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる。
非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。また、機能の停止が許されない室においては、要求される機能に応じた検討を行う。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られる。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

5. 防災危機管理センターの基本的な機能及び性能

なお、建物の耐震性を高める構造種別として耐震、制震及び免震構造等があるが、防災危機管理センターに採用する構造種別については、基本設計の段階で決定する。



構造種別	耐震構造	制震構造	免震構造
特徴	建物の柱や梁等の構造躯体の強度を高め、地震エネルギーに耐える構造	耐震構造に制震部材（ダンパー）を設置し、地震エネルギーを吸収・消散させ変形を抑える構造	建物と基礎の間に免震装置を設置し、地震エネルギーを吸収させ、建物の揺れを低減させる構造

ウ. 耐浸水性の確保

立地場所は1階でも高潮や津波の影響を受けない位置とするが、さらに非常用発電機や受変電設備を2階以上のより安全な高さに設置するなどの浸水対策を講じる。

② ライフラインの確保

危機事案対応、特に災害応急対応は24時間体制となることから、災害対策本部の運営に必要なライフライン（電気、給排水、通信等）の自立あるいは代替機能を確保する。

ア. 電気

電力設備については、2系統の電力回線の引込みを行うとともに、地下オイルタンクを整備し、72時間は外部からの供給なしで非常用電源を確保できる燃料を備蓄する。また、太陽光発電設備及び蓄電池の設置についても検討する。

イ. 給排水

給水設備は上水道のほか、雨水、井水または再生水の利用を検討し、長期の断水に備えた対策をする。

排水設備は、下水道が使用不能となった場合に備えた対策を検討する。

ウ. 通信

通信設備については、携帯電話基地局の増強や上層階に電話交換機を設置するとともに、通信経路の多ルート化やバックアップ（衛星携帯電話の導入等）等、運用体制及び関係機関の連携等の面から対策を検討する。

5. 防災危機管理センターの基本的な機能及び性能

(2) 地域防災力の向上

① 研修機能

地域防災力の向上のため、県民への防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場として提供するとともに、県、市町村、関係機関等の防災体制の強化及び危機管理能力を高める研修を行う。

② 交流・体験機能

施設の一部を地域住民、自治会、自主防災組織や各種団体等が会議やイベントなど交流ができるスペースとして提供することで「顔の見える関係づくり」に寄与するとともに、防災に関するパネル展や体験スペース等での学習を通じ、県民の防災意識の高揚を図る。

6.期待される効果

(1)県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全確保

災害対策本部室等が常設される防災危機管理センターの整備により、防災及び危機管理機能が強化・集約されるため、危機事案が発生した際にもただちに参集し、迅速かつ的確に危機管理の対応に従事することができるため、あらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守ることができる。

(2)災害時における本庁舎機能の継続

本庁舎（行政棟）地階に設置されている電気室や発電機室等の重要設備諸室を防災危機管理センターに移設することで、高潮等による浸水被害のおそれがなくなるとともに、72時間は、外部からの供給なしに非常用電源を稼働可能な燃料を備蓄できる燃料タンクを設置するため、災害発生時にも本庁舎の機能を継続することができる。

(3)地域防災力の向上

防災危機管理センターの施設の一部を、地域住民や自主防災組織や各種団体等が会議やイベントなど交流ができるスペースとして提供するとともに、防災に関するパネル展や体験スペース等での学習を通じ、災害時における「自助」「共助」の重要性を学ぶことができるため、地域防災力が向上する。

7. 防災危機管理センターの規模

7. 防災危機管理センターの規模

(1) 必要規模の考え方

防災危機管理センターには、災害対策本部等、防災及び危機管理拠点としての機能のほか、地域の防災関係者や県民の研修、交流・体験の場を確保する。

(2) 諸室の面積及び必要な設備

防災危機管理センターに求められる災害対策本部機能や、国、自衛隊、警察、消防等関係機関と連携し、円滑に対応する必要なスペース等を考慮し、諸室の必要規模を、現状や先進県の事例を参考に次のとおり設定する。

また、災害対策本部機能を十分に発揮するためには、各室に想定される使用人数や利用形態から必要な設備・機器、インターネット環境等を整備する。

① 災害対策本部長室

現在の知事室は 80 m²程度であるが、24 時間で対応にあたる場合を想定し 100 m²程度とする。

② 災害対策本部員会議室

本部長、副本部長、本部員及び防災関係機関（自衛隊、警察、消防等）等と本部事務局の約 80 人が会議可能なスペースが必要である。

国土交通省の「新営一般庁舎面積算定基準」をもとに、「事務室」として 1 人あたり 3.3 m² を乗じた値を想定する。

・必要規模：3.3 m²×80≒265 m²

③ 災害対策本部室(オペレーションルーム)

全庁的な危機対応時には災害対策本部要員として職員 160 人、災害医療本部 60 人及び防災関係機関リエゾン 20 人の計 240 人が参集し、情報の共有、対策立案の調整を行うほか、危機対応時には庁内関係課職員の事務室として利用するスペースが必要となる。

「新営一般庁舎面積算定基準」をもとに、「事務室」として 1 人あたり 3.3 m² を乗じた値を想定する。

・必要規模：3.3 m²×240≒800 m²

④ 災害対策本部事務局室(防災危機管理課執務室)

「新営一般庁舎面積算定基準」をもとに、「事務室」として 1 人あたり 3.3 m² に換算人数を乗じた値を想定する。

・換算人数

区分	課長級	補佐級	係長級	一般級	合計
執務人数	2	5	10	10	27
換算率	2.5	1.8	1.8	1.0	—
換算人数	5.0	9.0	18.0	10.0	42.0

・必要規模：3.3 m²×42.0≒140 m²

⑤ 災害対策室

災害対策室は、全庁的な危機対応となる大規模な災害の発生時に、政府現地災害対策本部や、災害対策都道府県現地連絡本部としての利用、自衛隊、警察、消防等関係機関の専用執務室としての利用や、県や関係機関等との調整用会議室としての利用を想定している。

ア. 政府現地災害対策本部

大規模な災害の発生時に、防災担当大臣の定めるところにより、政府の災害対策本部の事務の一部を行う組織として設置される。国の現地対策本部業務マニュアルにおいて、標準的な配置には200 m²程度必要となっている。

そのほか、県との連携が欠かせない次の関係機関については、必要に応じて専用執務室を確保し、1部屋あたり最大30人程度の人数での利用を想定し、1人あたり3.3 m²を乗じて、1部屋あたり100 m²程度のスペースを想定する。また、調整会議室として2部屋確保する。

なお、危機事案に応じて部屋を利用する機関数や規模は変化することから、各部屋は可動間仕切り等で可変できるようにする。

イ. 災害対策都道府県現地連絡本部

ウ. 自衛隊沖縄連絡協力本部

エ. 沖縄県警察本部

オ. 緊急消防援助隊

カ. DMAT(災害派遣医療チーム)

キ. DPAT(災害派遣精神医療チーム)

ク. DWAT おきなわ(災害派遣福祉チーム)

ケ. 沖縄県災害ボランティアセンター

⑥ プレスセンター

県政記者クラブ加入26社が最大で60人程度利用することを想定し、1人あたり3.3 m²を乗じた値を想定する。

・必要規模：3.3 m²×60≒200 m²

⑦ 休憩室・シャワー室

休憩室は、本部要員や防災関係機関等の職員が仮眠するための部屋とし、15人程度が休息できるスペース及びロッカー室の広さを勘案し、男女別でそれぞれ50 m²程度確保する。

また、シャワー室は更衣室と併せ、男女別でそれぞれ50 m²程度確保する。

その他、感染症対策を考慮した配置について検討する。

⑧ 備蓄倉庫

本県では、平常時から災害対応に係る職員が活動するために必要な食料、飲料水及び毛布等を本庁舎（行政棟）及び各合同庁舎に分散して備蓄している。

また、市町村が甚大な被災を受け備蓄物資等が不足した時に被災市町村へ提供するための食料、飲料水についても、北部・宮古・八重山の各合同庁舎や消防学校、旧県立図書館に分散して備蓄している。

したがって、防災危機管理センターに備蓄する物資は、災害対策本部で災害対応に係る職員のために必要な食料等（食料品1,600食、飲料水2,160本、毛布）、沖縄県備蓄方針に基づく被災市町村への備蓄物資（食料品21,600食、飲料水21,600本）、SCU設営のための医療資機材コンテナを保管できるスペースを確保することを想定する。

⑨ 発電機室

本庁舎（行政棟）にある発電機室と同程度の190 m²程度を想定する。

⑩ 電気室

本庁舎（行政棟）にある電気室と同程度の300 m²程度を想定する。

7. 防災危機管理センターの規模

①中央監視室

本庁舎（行政棟）にある中央監視室と同程度の 125 m²程度を想定する。

②電話交換機室

本庁舎（行政棟）にある電話交換機室と同程度の 75 m²程度を想定する。

③リレー盤室

本庁舎（行政棟）にあるリレー盤室と同程度の 50 m²程度を想定する。

④バッテリー室

本庁舎（行政棟）にある発電機室と同程度の 50 m²程度を想定する。

⑤設備管理室・作業室

本庁舎（行政棟）にある設備管理室・作業室と同程度の 70 m²程度を想定する。

防災危機管理センターの主な諸室面積及び必要な設備・機器

階数	諸室名	面積 (m ²) ※			必要な設備・機器・備品
		計画	現行	【参考】 滋賀県	
5F	備蓄倉庫	150	238	289	・備蓄品（食料・飲料水・毛布等）
	休憩室・シャワー室	200	—	180	・ロッカー、仮眠用寝具
	発電機室	150	198	150	・非常用発電機
	電気室	300	308	—	・高圧受電盤ほか
	中央監視室	125	126	—	・中央監視盤ほか
	電話交換機室	75	75	—	・電話交換機
	リレー盤室	50	57	—	・リレー盤
	バッテリー室	25	56	—	・非常用直流電源盤、蓄電池
	設備管理室・作業室	100	70	—	
4F	政府現地災害対策本部	200	—	1,075	・会議用テーブル、椅子 ・電話 ・インターネット環境、庁内 LAN ・ホワイトボード
	災害対策室 (関係機関等執務室)	1,000			・会議用テーブル、椅子 ・電話 ・インターネット環境、庁内 LAN ・映像配信システム ・ホワイトボード
3F	災害対策本部長室	100	80	100	・執務用机、椅子 ・パソコン、電話 ・インターネット環境、庁内 LAN ・映像配信システム ・テレビ会議システム ・災害時オペレーションシステム ・仮眠用寝具
	災害対策本部員会議室	250	160	241	・会議用テーブル、椅子 ・パソコン、電話 ・インターネット環境、庁内 LAN ・映像配信システム ・テレビ会議システム ・災害時オペレーションシステム ・音響システム ・ホワイトボード

7. 防災危機管理センターの規模

	災害対策本部室 (オペレーションルーム)	800	430	552	<ul style="list-style-type: none"> ・会議用テーブル、椅子 ・パソコン、電話 ・インターネット環境、庁内 LAN ・映像配信システム ・テレビ会議システム ・災害時オペレーションシステム ・音響システム ・ホワイトボード
	災害対策本部事務局室	140	180	360	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室無用の机、椅子 ・パソコン、電話 ・インターネット環境、庁内 LAN ・映像配信システム ・ホワイトボード ・仮眠用寝具
	倉庫	50	24	—	・事務局備品、消耗品
	機械室・無線室		27	310	・総合行政情報通信ネットワーク機器
2F	(多目的ルーム)	400	—	—	
1F	プレスセンター	200	—	220	<ul style="list-style-type: none"> ・会議用テーブル、椅子 ・電話 ・インターネット環境、庁内 LAN
	備蓄倉庫	200	110	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村用備蓄品（食料・飲料水） ・SCU 設営用コンテナ
B1F	オイルタンク室			—	

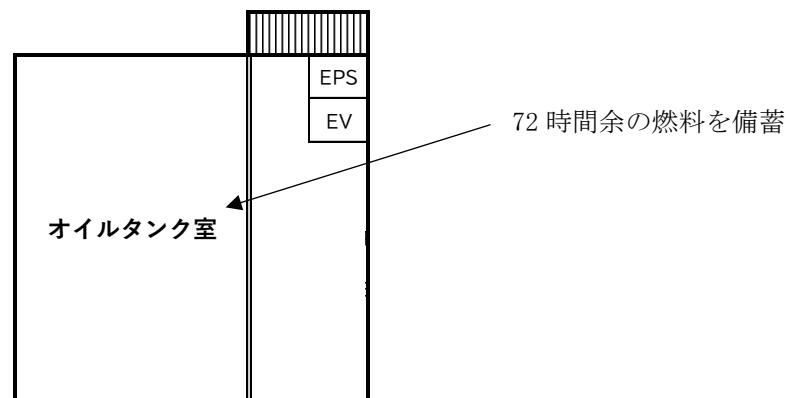
※上記のほか、廊下、トイレ、給湯室、エレベーター及び階段等の共用スペースを想定。

※諸室の詳細な面積や必要な設備・機器・備品については、基本及び実施設計で検討し決定する。

(3) 諸室の配置

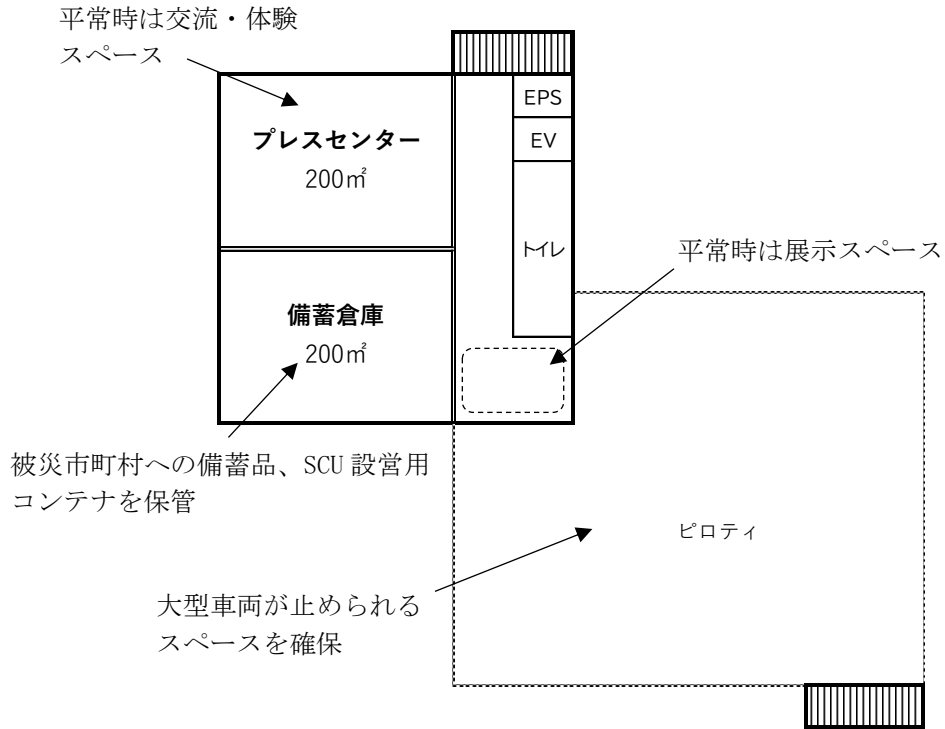
諸室の配置は概ね次のとおりとする。なお、諸室の詳細な配置や面積等については、基本及び実施設計で検討する。

① 地下1階

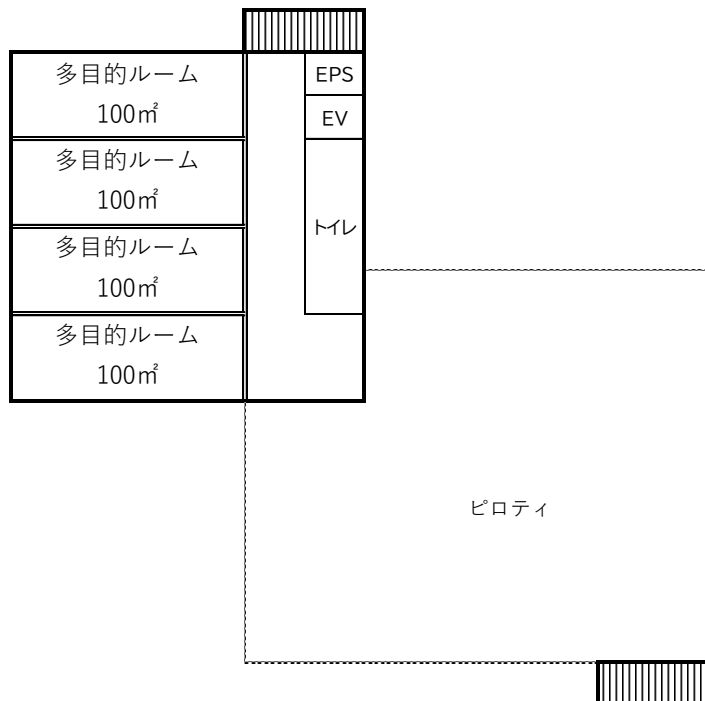


7. 防災危機管理センターの規模

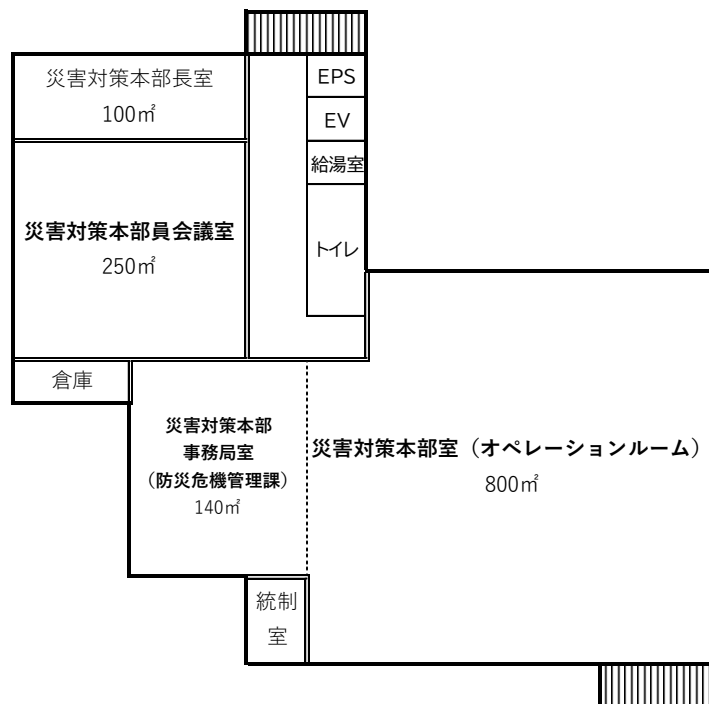
② 1階



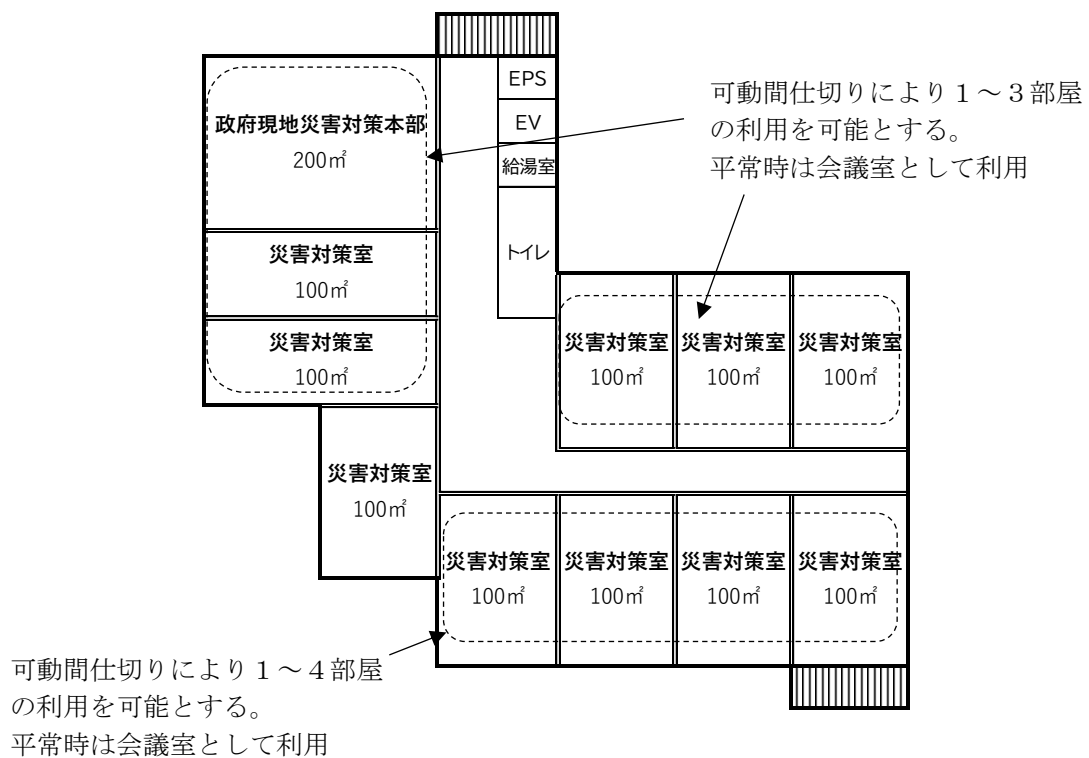
③ 2階



④ 3階

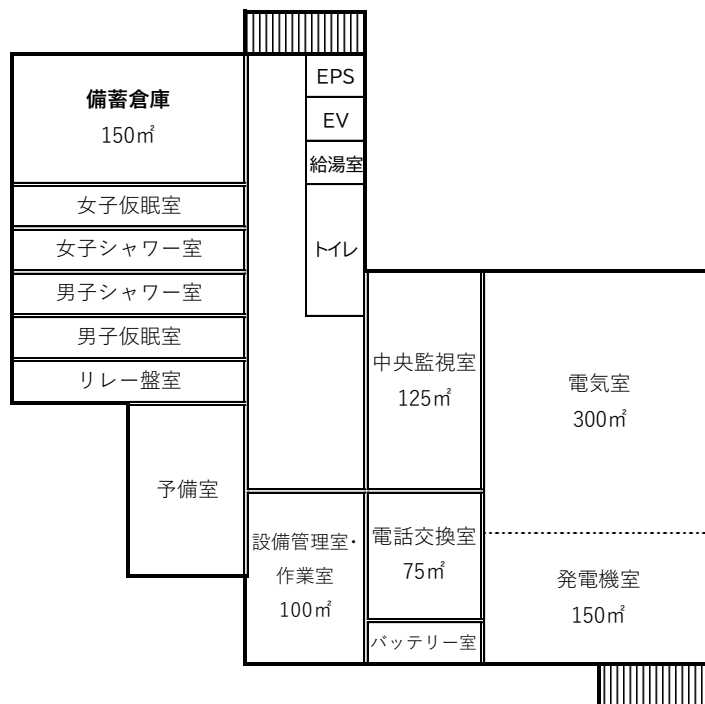


⑤ 4階



7. 防災危機管理センターの規模

⑥ 5階



(4) 本庁舎(行政棟)との連絡通路について

危機事案が発生し災害対策本部が設置されると、知事や県幹部等はただちに防災危機管理センターに参集することになるため、執務室から外を通らず直接移動できる動線を確保することが望ましい。そのため、本庁舎(行政棟)との連絡通路については基本設計の段階で検討する。

8. 整備スケジュール

防災危機管理センターの整備スケジュールについては、令和3年度に基本設計、令和4年度に実施設計に着手し、令和5年度の工事着工、令和7年度の供用開始を目標とする。

年 度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
業務内容	基本設計	実施設計	建設工事		供用開始